

中国職務発明報酬の算定

～定年後の職務発明報酬額の決定～

中国知的財産権訴訟判例解説（第20回）

上海昂豊鋁機科技有限公司
上訴人（一審被告）

v.
銭鳴
被上訴人（一審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国専利法では、職務発明の報酬に関し以下のとおり規定している。

専利法第16条

発明創造の特許を実施した後、その普及応用の範囲及び取得した経済的利益に基づき、発明者又は創作者に対して合理的な報酬を与えなければならない。

具体的な報酬の算定基準については、会社側と従業員との間の契約に基づき決定することができ、契約が存在しない場合は、実施細則第78条に基づく基準に従い、報酬を支払わなければならない。

本事件では定年後に再び会社の顧問として研究開発を行った発明者が会社との間で締結した特許使用協議（特許実施許諾契約）に基づき、職務発明報酬の支払いを会社側に要求した。

中級人民法院¹及び高級人民法院²共に特許使用協議は実質上職務発明に係る契約であると認定し、発明者の主張を認める判決をなした。

1 上海市第二中级人民法院判決（2012）滬二中民五（知）初字第124号

2 上海市高级人民法院2013年10月24日判決（2013）滬高民三（知）終字第88号